



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武隆/編集人 古川論
 所在地 滋賀県行政書士会館
 〒520-0056
 大津市末広町2-1(JR大津駅前徒歩1分)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 E-mail: shigakai@gyosei-shiga.or.jp
 URL: http://www.gyosei-shiga.or.jp/

法改正の胎動

滋賀県行政書士会 会長 盛武隆

組織の覚悟と責任

1月21日の日行連理事会で、北山日行連会長は「行政不服審査法の不服申立代理等の行政書士法改正」を実現するために、日行連に新たな「法改正プロジェクト」の設置とその構成員を発表した。

いま、改めて行政書士制度を考えると、司法制度改革において訴訟代理や出廷陳述等の司法の一翼を担う役割を果たした他士業との格差は広がり、この分野における行政書士の国民サービスは、実績を積んだ他士業に約6年の遅れを取っている。そして司法制度改革の議論において、行政書士制度については具体的役割が明示されないまま経過してきた。司法制度改革委員会も既に解散しており、その議論の場が無いために、我が組織も取るべき方策を国民にアピールできずに今日に至っている。

既に司法の一翼を担った他士業は、次のステップに移行しており、さらに格差の拡大を許している。

このような事態を打開するために、北山日行連会長は、社会から求められている行政書士の新たな役割とサービスを、広く国民に訴えようとする意気込みを、「法改正プロジェクト」の設置という「打って出る行動」で示したといえる。これは会長にとどまらず日行連組織としての覚悟と責任を理事会が共有したこととなったのである。

法改正の必要性が、国民の理解を得るためには、組織内部の自己主張的議論から脱却して、国民目線に立脚した論理構築が求められることになる。その視点から言えば「法改正プロジェクト」は、行政書士制度の制度設計に大きな責任を担うこととなったといえる。

法改正の進め方

さて、法改正の手続きは民主党政権下で大きく変容した。本来、議員提案により成立した行政書士法であるが、民主党政権は議員立法を原則廃止として、全ての法律案は「内閣提出」法案とし、その取りまとめは民主党幹事長室が行うこととした。ここにおいて国民は自ら選んだ議員を通じて「必要な法律」を制定すること、選ばれた議員は、その要望を国会に提出する手段を失ったのである。当然に各種団体も議員連盟を通じて国民サービスの向上を図るための制度設計、すなわち法改正の方策について仕切直しが求められることとなっている。

くわえて、法改正等の政策決定には役人の関与を廃している各省三役会議において取り込まれるための方策も未だ見つからない。従来であれば「閣法」は政府提案であり、それ自体が「所管省」によるものであった。

行政書士制度の所管は総務省である。そして資格団体の法改正は常に弁護士法第72条との調整が必要であり、それ自体が法務省や関係省庁との省庁間協議であったのだが。

「外に打って出る。」その「場」をどこに見つけるか、議員としての枠を超えて法曹界の調整役を果たしていた政治家も退場を余儀なくさせられている。孤立無援、まさしく正念場である。賀詞交換会では各党議員連盟の所属議員が、一様にその挨拶で法改正の実現に触れていた。さて、いかなる手法を編み出すことだろうか。

法改正項目と問題点

理事会で承認された法改正項目のうち、今回は①行政不服審査法における申立代理権の獲得、②長期会費未納会員に対する登録抹消の実現、③一人法人制度の実現である。

個別的に問題点を列挙すると、①については能力担保措置としての研修と大臣の認定に関する法整備が付随している。さらに、なによりも弁護士法第72条との調整が必要である。②については資格制度の強制入会に係る根幹に触れるものであり、内部統制なかつく自治権に関することであり、国民のニーズとする論理構築の如何にかかっていると一言で過言ではない。③については士業団体共通の課題としてすでに認識されている。

場違いでなく正当の場で

いま、「法改正プロジェクト」に求められていることは「場外乱闘」の轍を踏まないことであろう。幸いにも「行政手続法・行政不服審査法」が前国会で廃案となったため、総務省では「勉強会」で、民主党では新たな改正案の検討が行われている。残念ながら今国会での提出は見送られそうであるが、これは我が組織にとって準備期間を与えられることになる。法曹界において検討された旧改正案の問題点等もさらに検討が深まる場があれば、そこに参画するチャンスも増えてくる。

しかし、日行連と日政連の連携も密接でなければならない。それぞれの組織が独自に主張の場を持つようであれば、組織内部で議論の対立を生み、それ自体が制度の発展を阻害する。日行連は法改正を主張する「正当な場」をどこに見つけるか。これも課題である。

心すべきは、今回の法改正は準司法への参入である。司法参入へのアプローチという課題がその先に控えている。行政書士界が司法制度改革の一翼を担うという社会的責任を実現するには春はまだ遠い。